

## 静岡市障害者福祉施設整備事業費借入金償還補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、障害者の福祉の向上と社会福祉法人の安定した施設運営を図るため、社会福祉施設の整備に要する費用に係る借入金の償還を行う社会福祉法人に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、社会福祉施設を整備した社会福祉法人で、市長が必要があると認めるものとする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、合併前の清水市の区域において清水市社会福祉施設整備事業費補助金交付要綱（平成6年4月1日施行）の規定により補助金の交付の決定を受けた事業で、市長が必要があると認めるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、各年度において補助対象者が償還する元金及び利子から借入償還金に対し交付される他の補助金の額を除いた額に2分の1を乗じて得た額以内の額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、静岡市障害者福祉施設整備事業費借入金償還補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書（様式第2号）
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、書面により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及

び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第8条 第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ静岡市障害者福祉施設整備事業費借入金償還補助事業計画変更・中止・廃止承認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更補助金所要額調書(様式第4号)

(2) 変更収支予算書

(変更、中止又は廃止の承認)

第9条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、書面により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。)又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、その日から10日を経過する日又は交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、書面により当該補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第12条 前条の規定による補助金の額を確定した通知書を受けた者は、当該通知書を受理した日から起算して10日以内に請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月13日から施行する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

静岡市障害者福祉施設整備事業費借入金償還補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 静岡市長

所在地

法人名

代表者名



静岡市障害者福祉施設整備事業費借入金償還補助金の交付を受けたいので、静岡市障害者福祉施設整備事業費借入金償還補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助の対象となる施設整備事業の名称
- 2 交付申請額 円
- 3 交付申請額の算出基礎 別添、補助金所要額調書のとおり

様式第2号（第5条関係）

補助金所要額調書

法人の名称（ ）

施設名	償還元金補助額	利子補助対象額	利子補助額	補助額合計
	円	円	円	円

様式第3号（第8条関係）

静岡市障害者福祉施設整備事業費借入金償還補助事業計画変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

（あて先）静岡市長

所在地

法人名

代表者名



年 月 日付け 号をもって交付決定を受けた静岡市障害者福祉施設整備事業費借入金償還補助金について、その補助事業の内容を変更（中止・廃止）したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助の対象となる施設整備事業の名称
- 2 変更前の交付決定額 円
- 3 変更後の交付申請額 円
- 4 変更の内容 別添、変更補助金所要額調書のとおり
- 5 変更の理由

様式第4号（第8条関係）

変更補助金所要額調書

法人の名称（ ）

区分	償還元金補助額	利子補助対象額	利子補助額	補助額合計
変更前の交付決定額	円	円	円	円
変更後の交付申請額				
追加（減額）交付申請額				

様式第5号（第10条関係）

実績報告書

年 月 日

（あて先）静岡市長

所在地

法人名

代表者名



年 月 日付け 号をもって交付決定を受けた静岡市障害者福祉施設整備事業費借入金償還補助金について、補助事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。



様式第6号（第12条関係）

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 号により補助金の交付決定を受けた静岡市障害者福祉施設整備事業費借入金償還補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

（あて先）静岡市長

所在地

法人名

代表者名



口座振替先金融機関名

口座種別

口座番号

口座名義